

くらしき 農業委員会だより

平成 2 4 年

2 4

2 0 1 2 . 2

目次(主な内容)

P 2 - 5

■ 農業委員紹介

会長あいさつ…就任挨拶。

新委員紹介…顔写真でご紹介！

担当地区一覧…農業委員の担当地区を地域別に掲載しました。

P 6 - 7

■ 農地法アラカルト

賃借料情報…H 2 3 年の賃借料情報をお知らせします。

権利取得面積の引き下げについて…市内，一部の地域について引き下げました。

相続時届出制度…農地を相続等された場合届出が必要です。

お問合せ先…農業委員会事務局・各支所の電話番号を掲載。

農地転用について…転用についてのお願い・立地基準確認シート

P 8

■ 認定農業者の輪ほか

認定農業者の輪…認定農業者をリレー方式でご紹介。

活動報告…視察研修報告。

お知らせ…農業委員会ホームページについてなど

編集後記



就任の「あいせり」

会長 三宅 通



平成24年の新年を
迎え、皆様には、お健
やかに過ごさしめて
ととお慶び申し上げ
ます。

平素は農業委員会業務に格別のご理解
とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度の改選により、46名が農業委員
に就任させていただきました、重責を担う事にな
りました。

さて、農業を取り巻く環境は農業従事者
の減少・高齢化、後継者不足、耕作放棄地
の増加等多くの課題に直面しております。
私たち農業委員は、今後3年間の任期
中、適正な農地の許認可事務と時代の二
ズに対応した農業経営の確立、後継者や担
い手の増加、耕作放棄地の発生防止と解消
に努め、本市農業の再生に努力していく所
存でございますので、より一層のご指導、
ご支援をお願い申し上げます、就任のご挨拶と
させていただきます。

【農業委員】

【公選】



(倉敷第2)
花巻修二
(農政)



(倉敷第2)
山本定一
(農政)



(倉敷第1)
石原健平
(農政)



(倉敷第1)
味野日登志
(農政)



(倉敷第1)
松尾賢二
(農地)

(選挙区)
(氏名)
(所属部会)



(倉敷第4)
平松高明
(農地)



(倉敷第3)
小田利之
(農地)



(倉敷第3)
菱川修二
(農政)



(倉敷第3)
安井元徳
(農地)



(倉敷第2)
野口道義
(農政)



(倉敷第2)
中浦 功
(農地)



(水島)
三宅義行
(農政)



(水島)
坂本忠雄
(農地)



(水島)
三宅五十三
(農政)



(水島)
片岡一正
(農政)



(倉敷第4)
吉田幸夫
(農政)



(倉敷第4)
永瀬彰博
(農政)



(玉島第1)
宮原亮二
(農政)



(児島)
中西公仁
(農政)



(児島)
岸本寛吾
(農政)



(児島)
光田 稔
(農地)



(水島)
守屋和人
(農地)



(水島)
岡 勝嗣
(農政)



(玉島第2・船穂)
小林 一
(農政)



(玉島第2・船穂)
小野誠二
(農地)



(玉島第1)
中藤定光
(農政)



(玉島第1)
堀 幹宏
(農政)



(玉島第1)
福武勝行
(農地)



(玉島第1)
小幡通隆
(農地)



(真備)
小林勝正
(農地)



(真備)
片岡輝夫
(農政)



(玉島第2・船穂)
中桐節夫
(農地)



(玉島第2・船穂)
佐々木辰彦
(農政)



(玉島第2・船穂)
小野健児
(農地)



(玉島第2・船穂)
田邊洋樹
(農政)



(岡山西)
日笠 享
(農地)

【農業協同組合推薦】



(真備)
小川弘省
(農政)



(真備)
古川敦己
(農政)



(真備)
田村博司
(農地)



(真備)
黒岡勝美
(農政)

昨年12月、倉敷第3選挙区
選出の古谷充祥委員が逝去
されました。
謹んでお悔やみを申し上げ、
ご冥福をお祈りいたします。



倭 正文
(農地)



原田健明
(農政)



原 勲
(農政)



大本芳子
(農地)

【市議会推薦】

農業委員の担当地区をお知らせします。

☺☺☺農地に関するご相談はお近くの農業委員へどうぞ☺☺☺

任期：平成23年4月22日～平成26年4月21日

倉敷第1

氏名	担当地区
松尾 賢二	東町・本町・阿知・鶴形・船倉町・向山・中央・新田・稻荷町・南町・川西町
味野日登志	黒石・八軒屋・粒浦・東粒浦・粒江
石原 健平	藤戸町天城・藤戸町藤戸・天城台

倉敷第2

氏名	担当地区
山本 定一	美和・日吉町・石見町・大内・川入・寿町・北浜町・日ノ出町・浜ノ茶屋1,2丁目・浜町・昭和・幸町・大島・福島・平田・八王寺町
花巻 修二	白楽町・堀南・西中新田・笹沖・吉岡・老松町・田ノ上・田ノ上新町・沖・沖新町・浦田・福井・東富井・西富井・上富井・四十瀬・安江
中浦 功	酒津・水江・中島
野口 道義	西阿知町・西阿知町西原・片島町・西阿知町新田

倉敷第3

氏名	担当地区
安井 元徳	西坂・生坂・三田・浅原・西岡・宮前・青江・祐安・浜ノ茶屋・黒崎
菱川 修二	二子・山地・西尾・日畑・矢部・中庄・鳥羽
小田 利之	上東・下庄・栗坂・松島・徳芳

倉敷第4

氏名	担当地区
平松 高明	羽島・二日市・加須山・有城・亀山・帯高・帯江
永瀬 彰博	中帯江・五日市・西田・早高・高須賀
吉田 幸夫	茶屋町・茶屋町早沖

水島

氏名	担当地区
片岡 一正	福田町浦田・福田町福田・福田町古新田
三宅五十三	東塚・松江・広江・呼松
坂本 忠雄	北畝・中畝・南畝・ 水島(海岸通・福崎町・相生町・千鳥町・常盤町・栄町・弥生町・東,西寿町)
三宅 義行	連島町西之浦(北;宮ノ浦5000番台・丸山・北面・青木)・連島町矢柄(北)・連島町連島・連島1~5丁目・水島(東川町・青葉町・高砂町・緑町・瑞穂町・春日町・幸町)
岡 勝嗣	連島町鶴新田・鶴の浦
守屋 和人	連島町西之浦(南;弁才天・腕・西町)・連島町矢柄(南)・連島中央・水島(川崎通・中通・西通)・神田・亀島・亀島新田・明神町

児 島

氏 名	担 当 地 区
光田 稔	児島（唐琴・田の口・下の町・上の町・白尾・由加・稗田町・柳田町・小川町）
岸本 寛吾	児島（味野・駅前・味野上・味野城・味野山田町・赤崎・阿津・元浜町・通生・塩生・宇野津）・大島・菰池・下津井（下津井・田之浦・吹上）
中西 公仁	林・福江・曾原・串田・木見・尾原

玉島第1

氏 名	担 当 地 区
宮原 亮二	玉島柏島・玉島勇崎
小幡 通隆	玉島上成・玉島・玉島乙島（狐島）
福武 勝行	玉島乙島（狐島以外）
堀 幹宏	玉島阿賀崎・玉島阿賀崎各丁目・玉島中央町
中藤 定光	玉島黒崎・玉島黒崎新町

玉島第2・船穂

氏 名	担 当 地 区
小野 誠二	玉島道越・玉島道口・玉島富
小林 一	玉島八島
田邊 洋樹	玉島爪崎・玉島長尾
小野 健児	玉島陶・玉島服部
佐々木辰彦	船穂（水門・北谷・前谷・東北谷・西之谷・一之丁・又串）・水江（又串・堅盤谷）・柳井原
中桐 節夫	船穂（中新田・福島・沖・上鳥向・下鳥向・元組・大舟尾・鶏尾・田之内・長崎・平石・中山・千行）

真 備

氏 名	担 当 地 区
小川 弘省	箭田（境・大曲・桑の市・中須賀・土師谷・昼田・坪田後・旭町・土手・福原・松尾・反古・元田・鍋屋・二万畔・田中・氏名）
片岡 輝夫	川辺・岡田・辻田
小林 勝正	尾崎（坂根・石田・西開・古川・池田・辻本）・妹・服部（真谷川西）
黒岡 勝美	上二万・下二万
田村 博司	市場・有井
古川 敦己	箭田（矢砂・半田・山根・直戸・栄町・古森・井領・遠田・所生）・尾崎（黒宮団地・角・東谷・中谷・瀬戸・鎌田・畑岡・本郷・原田・西口）・服部（遠田・真谷川東）

農地の賃借料情報をお知らせします！

倉敷市 賃借料情報

(単位：円)

作物	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
田の部	旧倉敷市	8,800	15,500	4,200	131	
	旧船穂町・旧真備町	8,700	11,700	5,600	18	
	(参考)倉敷市平均	8,700			146	
レソコ	倉敷市全域	54,100	60,000	25,000	28	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	11,800	15,500	8,000	7
	ブドウ	倉敷市全域	8,000	8,000	8,000	4
	モモ	倉敷市全域	8,700	10,000	3,000	16
	花卉	倉敷市全域	8,000	8,000	8,000	4

データ数は集計に用いた筆数。

賃借料が物納支給(水稻)の場合、60kg 当たり 11,300 円に換算している。
このデータは平成 23 年 1 月から 12 月に実際に締結された賃借料をもとに集計しています。

【参考】10 アール当たり賃借料水準
(平均額)の推移 (単位：円)

作物	締結(公告)された地域名	22 年	23 年	
田の部	旧倉敷市	6,000	8,800	
	旧船穂町・旧真備町	6,700	8,700	
	倉敷市平均	6,100	8,700	
レソコ	倉敷市全域	55,700	54,100	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	7,300	11,800
	ブドウ	倉敷市全域	8,100	8,000
	モモ	倉敷市全域	11,400	8,700
	花卉	倉敷市全域		8,000

農地法第3条の権利取得面積(別段の面積)の引き下げについて

市内の次の区域について、権利取得面積を引き下げました。

区域	変更後(a)	変更前(a)
旧穂井田村一部(玉島服部・玉島陶) 旧箭田村	40	50
旧中庄村、旧福田町、旧富田村	30	40

相続等によって農地の権利を取得したときは...

「農業委員会への届出」
が必要です！

平成 21 年 12 月に改正農地法が施行され、農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会へその旨を届出しなければならぬことになりました。

ご希望により地元で農地の借り手を探して紹介したり、農地の管理についての相談に応ずるなどのお手伝いをします。

「届出書」の入手方法や詳細については農業委員会本庁・各支所へお問い合わせください！(下記参照)

お問い合わせ先

- ▶本庁農業委員会(事務局)
〒710-8565
倉敷市西中新田 640 番地
tel 426-3895
fax 427-3536
Eメール
comagr@city.kurashiki.okayama.jp
- ▶児島支所児島駐在
☎ 473-4374
- ▶玉島支所玉島駐在
☎ 522-8126
- ▶真備支所真備駐在
☎ 698-5042
- ▶庄支所
☎ 462-1212
- ▶茶屋町支所
☎ 428-0001
- ▶船穂支所
☎ 552-5110

「」では、農地法等に関する様々な情報をお届けします。

農業者年金に加入しませんか？

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

農業に従事する方なら広くご加入いただけます。



国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入出来ます。

農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入出来ます。脱退も自由です。脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、それまでに支払った保険料は、将来受給する年金原資となります。

添付のチラシもご覧ください！



農地転用について

農地を農地以外に転用する場合は農業委員会の許可申請または届出が必要です。

お願い

市街化区域内農地は届出です。2週間以内に受理通知書を交付しています。
着工は受理通知書を受け取ってからお願いします。



転用をお考えの方，所有農地の農地種別が確認したい方は下記の「立地基準確認シート」へGO!!

立地基準確認シート

スタート

1 申請地が、市町村の定める農業振興地域整備計画で農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）に指定されている。

※農用地区域を転用する場合は、農用地区域から除外する必要があります。詳しくは、農林水産課へお問い合わせください。

NO ↓ YES →

2 申請地が、府県の定める都市計画で市街化を抑制すべき区域（市街化調整区域）に指定されている

NO ↓ YES →

【甲種農地の判定】

3 申請地が、次のいずれかに該当する
(1) おおむね10畝以上の規模の一回の農地の区域内にあり、機械による営農に適している
(2) 国又は県の直営又は補助による土地改良事業（面的整備）を実施し、事業完了の翌年から8年を経過していない
(3) 標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地

NO ↓ YES →

【第1種農地の判定】

6 申請地が次のいずれかに該当する
(1) おおむね10畝以上の規模の一回の農地の区域内にある農地
(2) 国、県、市町村等の直営又は補助による土地改良事業を実施している
(3) 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地

NO ↓ YES →

【第2種農地の判定】

5 申請地が、次のいずれかに該当する区域内にある
<上記4の(A)になることが見込まれる区域>
(1) 相当数の街区を形成している区域
(2) 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、県庁、市役所、町村役場又はパ・スタミルの周囲おおむね500メートル（当該施設を中心とする半径500メートルの円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離）以内の区域
<上記4の(B)になることが見込まれる区域>
(3) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その農地の区域の規模がおおむね10%未満である

NO ↓ YES →

【第3種農地の判定】

4 申請地が、次のいずれかに該当する
申請地が、「公益的施設の整備状況【A】」や「宅地化の状況【B】」からみて、次のいずれかに該当し、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある
【A】
(1) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある
(2) 申請農地からおおむね300メートル以内に、鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場、自動車専用道路等の出入口、県庁、市役所、町村役場、又はパ・スタミルがある
【B】
(3) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている。
(4) 街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている
(5) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）
(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業区域

NO ↓ YES →

【その他の農地の判定】

7 【甲種農地、第1種農地、第2種農地、及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する

この資料は平成23年8月22日現在のものです。 詳細は倉敷市農業委員会事務局までお問い合わせください。

農用地区域内農地

原則不許可

【例外許可規定】

- ① 土地収用法による告示
- ② 農用地利用計画で指定された用途（農業用施設）
- ③ 仮設工作物等一時的な利用

甲種農地

原則不許可

【例外許可規定】

- 上記①③のほか
- ④ 農業用施設、農産物処理加工販売施設、農業従事者が就業機会に増大する施設及び、敷地面積が500mを超えない集落に接続する住宅（ただし、周辺の第1種農地・甲種農地以外の土地に設置することによって目的を達成できない場合に限り）
- ⑤ 特別な立地が必要な事業（調査研究・資源採取等）
- ⑥ 隣接する土地と同一事業（甲種農地の割合が1/5を超えない）
- ⑦ 公共性が高いと認められる事業
- ⑧ 地域整備法等に従って行われる事業

第1種農地

原則不許可

【例外許可規定】

- ①③④⑤⑥⑦⑧のほか
- ④ 集落から50m以内に接続する住宅
- ⑨ 市街地に設置が困難な施設（ただし、第1種農地・甲種農地以外の周辺の土地に設置することによって目的を達成できない場合に限り）

第2種農地

※周辺の土地で目的が達成される場合

原則不許可

※周辺の土地に第3種農地、市街化区域がある場合あり

【例外許可規定】

- ①③④⑤⑥⑦⑧⑨

第3種農地

必要範囲で許可できる

その他の農地（第2種農地）

→第2種農地と同じ

認定農業者の輪

このコーナーはリレー形式で認定農業者をご紹介します。



津郷 博士さん（玉島道口）

津郷さんはサラリーマンを2年経験後、実家を継ぐ決意をされ農業者へ転身。玉島道口でブドウ栽培をされています。

【認定農業者になったきっかけは？】

サラリーマンを2年程していたのですが、実家の農業を継ぐ決意をしたのと同時に認定農業者になりました。

【認定農業者になって良かった点は？】

経営改善計画作成では親子で話し合いが出来る良い機会だった。親がバリバリ現役で働いているうちは経営について聞きづらい点もあるが、計画を作成する中で今後のビジョンを親子で話し合える良い機会だった。また、我が家は賃金についても話し合いをしている。

【主な栽培品種は？】

ピオーネ、オーロラブラック、シャインマスカット、瀬戸ジャイアンツなどです。あとレモンも少々...！

【経営で工夫している点は？】

次世代フルーツを取り入れた新しい経営スタイルを目指して頑張っています。

【今後の目標・挑戦してみたいことなどなど...】

近年の異常気象が定番に変わり、消費のスタイルもずいぶん変わってきたように感じます。

今後は、やり方・考え方を少し変えるだけでは、対応が難しいように思います。その中で少しでも前進していきたいと思い、常日頃からアンテナを広げ、今という時代に少しでもついて行けるように、日々努力を重ね頑張りたいと思います。

また、大きな変化にも動じずチャレンジ精神を忘れ時に進んで行きたいです。

次号 25 は津郷さんからご紹介をいただいた方をご紹介します予定です。

倉敷市では認定農業者を募集しています。

「倉敷市農業経営基本構想」に適合した（年間農業所得 450 万円程度、年間労働時間 1900 時間程度等）農業経営改善計画であれば、性別、年齢、専業・兼業の別、営農の種類を問わず認定を受けることが可能です。認定農業者には、機械設備などの低利資金の融資、経営相談・研修などの支援策があります。

* 詳しいことは市農林水産課

☎ 4 2 6 - 3 4 2 5 へ

農業委員会視察研修報告

平成 23 年 1 月 17 日（木）から 18 日（金）にかけて島根県松江市農業委員会及び同県雲南市「農業法人カントリーファーム 21」で視察研修を行いました。

松江市では主に耕作放棄地対策について意見交換を行いました。

また、雲南市「カントリーファーム 21」では自動車教習所が農業参入を決断した経緯や耕作放棄地の有効利用についてお話を伺いました。また、現地視察ではプチトマト・白菜等のハウスを見学しましたが、水耕栽培と土壌栽培を掛け合わせたポット栽培を行っていました。地域農業を盛り上げる存在だと感じました。農地の有効利用・農業への意欲は見習うべきところでした。

お知らせ

倉敷市農業委員会のホームページをご存知ですか？

倉敷市農業委員会のホームページでは農地法に関する手続き方法や申請・届出等に必要書類をダウンロード出来たりします。また、農地法に関する情報もたくさん掲載しています。

農業委員会だよりのバックナンバーも掲載しています。



倉敷市農業委員会

検索

クリック！

編集後記

農業委員の改選後初めての「くらしき農業委員会だよりの」です。

さて、昨年 3 月に発生した東日本大震災から 1 年が経とうとしています。被災地では今も復興に向けて一歩一歩進んでいます。

私たちも決して他人事ではありません。この災害を教訓に意識を変えて前向きに歩んで行きましょう。

なお、本紙の印刷は身体障がい者授産施設くれたけ荘にお願いしました。

編集委員

花巻修二 菱川修二 片岡一正
田邊洋樹 黒岡勝美